

社会福祉士・国家試験対策用語集

高齢者福祉

アルツハイマー型認知症

認知症で最も多いタイプの変性疾患による認知症で、記憶障害から始まる場合が多い。他の主な症状は、段取りが立てられない、気候に合った服が選べない、薬の管理ができないなどである。

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、に関する制度を設け、また、子の養育、家族の介護、を容易にするため、所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置、労働者等に対する支援措置などを規定する。これらにより、雇用の継続および再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立に寄与することを目的とする。

一般介護予防事業

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の1つで、介護保険制度の2014年制度改正により、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域りハビリテーション活動支援事業に見直し・新設された。

介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものである。

介護休業

「育児・介護休業法」において、労働者が、同法の規定により、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業と定義されている。

介護給付

被保険者の要介護状態に関する保険給付であり、要介護被保険者が対象である。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

[care manager]

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村や、これらの事業を行う者等との連絡調整等を行う者である。「介護保険法」に規定されている専門職で、一定の実務経験、実務研修受講試験、研修を経た上で登録が必要である。

介護認定審査会

原則的に市町村が設置する要介護等認定の審査判定業務を行う機関。市町村は審査判定の結果に基づき要介護等の認定を行う。

介護報酬

事業者が利用者にサービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用である。

介護保険事業（支援）計画

「介護保険法」に規定される市町村および都道府県に策定が義務づけられている計画（市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画）であ

る。厚生労働大臣の定める基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施（の支援）に関する計画である。

介護保険施設

「介護保険法」8条24項に規定されている、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院である。なお、指定介護療養型医療施設については同項からは削除されており、2018（平成30）年度から順次介護医療院に転換されている（6年間の経過措置あり）。

介護保険審査会

都道府県に設置される介護保険制度における不服申立についての審査庁（第三者機関）である。

介護保険法

1997（平成9）年制定、2000（平成12）年施行。従来の福祉サービスの提供方法と異なり、措置から利用（契約）への移行、社会保険方式に特徴がある。

介護予防サービス計画

居宅サービス計画を参照。

介護老人保健施設

介護保険施設の1つ。要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

共生型サービス

介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくするために、2017年制度改正で「（共生型）居宅サービスの指定の特例」として設けた。

居宅サービス【介護保険】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与および特定福祉用具販売のことをいう。

居宅サービス計画

指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者およびその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類および内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定める計画。要支援者の場合は、介護予防サービス計画。

ケアマネジメント

[care management]

日本における伝統的な社会福祉援助技術の分類では、間接援助技術または関連援助技術に位置づけられ、さまざまな社会資源と利用者を結びつける。介護保険制度下では、介護支援専門員が行う業務のことを指す。

軽養老人ホーム

「老人福祉法」に規定される老人福祉施設の1つで、無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。

血管性認知症

脳梗塞や脳出血、脳動脈硬化などによる、神経細胞の死亡や神経のネットワーク破壊に起因する。記憶障害や言語障害などが現れやすく、アルツハイマー型認知症と比べて早いうちから歩行障害が出やすい。

健康増進計画

「健康増進法」に定められる計画で、都道府県は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定めるもの（策定義務）、市町村は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）を定めるよう努めるもの（努力義務）とされている。

健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定め、国民保健の向上を図ることを目的とした

法律。制定は2002（平成14）年。

健康手帳

「健康増進法」に規定される、自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳。以前は「老人保健法」に規定されていた。

行動・心理症状（BPSD）

[behavioral and psychological symptoms of dementia]

認知症の進行に伴い、記憶障害、判断力低下、見当識障害、言語障害（失語）、失行、失認などの中核症状に加え、環境や周囲の人の関わりの中で、感情的な反応や行動上の反応が症状として発現する、せん妄、抑うつ、興奮、徘徊、睡眠障害、妄想などの症状。周辺症状とも呼ばれる。

高齢者雇用安定法（高齢者等の雇用の安定等に関する法律）

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済および社会の発展に寄与することを目的としている。

高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合が高齢化率である。高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

高齢者医療確保法（高齢者の医療の確保に関する法律）

「老人保健法」を、改正・改称した法律。後期高齢者医療制度、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、医療費適正化計画、特定健康診査、などについて規定している。

高齢社会対策基本法

①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社

会、②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会を基本的理念とした法律。1995（平成7）年制定。

高齢社会対策大綱

「高齢社会対策基本法」に規定され、政府が定めなければならないとされている。これまでに1996（平成8）年、2001（平成13）年、2012（平成24）年、2018（平成30）年の4回閣議決定されている。

高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているものである。

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、「養護者に対する支援」により、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるなど、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することが目的の法律。

国民生活基礎調査

「統計法」に基づく基幹統計調査で3年ごとに大規模な調査、中間の各年には簡易な調査が実施されている。保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ること等を目的としている。

財政安定化基金

「介護保険法」に規定される、介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、都道府県が設ける基金。

在宅介護支援センター

「老人福祉法」に規定される老人介護支援センター。高齢者や家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関やサービス事業者等との連絡調整を行う機関。2005年制度改正によって2006（平成18）年度からは「介護保険法」に基づく地域包括支援センターが設置されるようになり、在宅介護支援センターの統廃合が進んでいる。

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」に規定される高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームで、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として都道府県に登録した事業。2011（平成23）年に従来の高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良住宅（高優賃）を統合して創設された。

施設サービス計画

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定める計画である。

市町村特別給付

介護保険制度における法定給付（介護給付・予防給付）の他にを行うことができるとされている市町村の独自給付。財源は原則第1号被保険者の保険料で賄う。

指定介護予防支援事業者

地域包括支援センターの設置者の申請により、市町村が指定する要支援者に対するケアマネジメント（介護予防支援事業）を行う事業所。

指定介護老人福祉施設

介護保険施設の1つ。特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上で開設者の申請があったものについて申請に基づき都道府県知事が指定する。なお、29人以下は、地域密着型指定介護老人福祉施設である。

指定居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業（ケアマネジメント）を行う事業所で、市町村が指定する。

終身建物の賃貸借

「高齢者住まい法」に規定される、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者または同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたって住宅を賃貸（賃借人が死亡したときに終了する借契約）する事業。

シルバーサービス振興会

シルバーサービスの質の向上とその健全な発展を図ることを目的に1987（昭和62）年3月に設立された団体。認定基準を満たした良質なサービスに対してシルバーマークを交付している。

シルバー人材センター

「高年齢者雇用安定法」に規定される、原則として市町村単位に置かれている都道府県知事の認可を受けた一般社団法人または一般財団法人。定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務の提供などを行う。

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）

2012（平成24）年に公表されたオレンジプラン（認知症施策推進5か年計画）を修正したもの。①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発およびその成果の普及の推進、⑦認知症の人

やその家族の視点の重視、の7つを柱としていた。

新ゴールドプラン（新・高齢者保健福祉推進10か年戦略）

1994（平成6）年12月に当時の大蔵・厚生・自治の3大臣が合意した。1993（平成5）年に都道府県および市町村に老人保健福祉計画の策定が義務づけられたが、その結果ゴールドプランの目標では不十分なことがわかり、ゴールドプランが見直されたもので、計画期間はゴールドプランと同様に1999（平成11）年度末までであった。

身体拘束ゼロへの手引き

2001（平成13）年3月に厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」により作成された。身体拘束がもたらす弊害を述べる中で、身体拘束は、看護、介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがあることを指摘している。

全国医療費適正化計画

「高齢者医療確保法」に規定。厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化基本方針を定めるとともに、6年ごとに、6年を1期として「全国医療費適正化計画」を定めるものとされている。

全国有料老人ホーム協会

1982（昭和57）年に入居者の保護と事業の健全な発展を目的に「社団法人全国有料老人ホーム協会」として設立された。2013（平成25）年に社団法人から公益社団法人へ移行した。

前頭側頭型認知症

大脳の前頭葉と側頭葉が萎縮する非アルツハイマー型の変性疾患による認知症。会話中に突然立ち去る、万引きをする、同じ行為を繰り返すなどの性格変化や社交性の欠如が現れやすい。ピック病が代表例。

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護保険制度の地域支援事業の1つ。「第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と「一般介

護予防事業」からなる。

第1号事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護保険制度の2014年制度改正で創設された「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」の1つで、居宅要支援被保険者等に対して行う事業。訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業がある。

ターミナルケア

終末期におけるケア。

地域ケア会議

地域支援事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関および関係団体（関係者等）により構成される会議。2014年制度改正で、市町村に設置する努力義務が規定された。

地域支援事業

「介護保険法」に規定される、被保険者の要介護状態等となることの前防や、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業である。

地域包括ケアシステム

「医療介護総合確保法」で、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制と定義されている。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域支援事業の第1号介護予防支援事業と包括的支援事業、その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。2005年制度改正で創設された。

地域密着型サービス

「介護保険法」に規定される、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護および複合型サービスのことをいう。

特定疾病

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であるとして、政令で定められるものである。介護保険の第2号被保険者が、保険給付を受けられるのは、特定疾病によって生じたものに限られる。16の特定疾病が定められている。

特別徴収

介護保険の第1号被保険者のうち、年金額が一定以上（年額18万円以上）の者は、年金から保険料が差し引かれる。制度創設当初は老齢給付のみが対象であったが、2005年制度改正で、障害給付、遺族給付も対象となった。

特別養護老人ホーム

老人福祉施設の1つ。「介護保険法」の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給などに係る者等を入所させ、養護することを目的とする施設。

任意事業

地域支援事業には、「行うもの」とされている総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）、包括的支援事業の他に、「行うことができる」とされている任意事業として、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃助成事業などを想定）が規定されている。

認知症

脳の細胞が死ぬ、働きが悪くなることなどにより、記憶・判断力の障害などが起こり、意識障害はないものの日常生活・社会生活や対人関係に支障が出て

いる状態（およそ6ヵ月以上継続）。変性疾患によるものと血管性認知症がある。

認知症施策推進大綱

2019（令和元）年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しようとするものである。

長谷川式簡易知能評価スケール（改訂版）

長谷川和夫が1974年に開発した認知症の診断指標。1991年に改訂された。9つの質問項目があり、5～10分程度で実施できる。

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

2006（平成18）年に、「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」、「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」を一本化する形で制定された法律。

包括的支援事業

介護予防マネジメントなど地域包括支援センターの運営として行われる事業。2014年制度改正では、地域包括支援センターの運営に加えて、在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進、生活支援サービスの体制整備、を充実させることになった（新たに規定されたものは地域包括支援センター以外も可）。

有料老人ホーム

「老人福祉法」に規定され、老人を入居させ、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜で厚生労働省令で定めるもの（介護等）の供与をする事業を行う施設であり、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものである。

要介護者

65歳以上の要介護状態の者、または40歳以上65歳未満の要介護状態の者で要介護状態の原因が特定疾病により生じたもの。要支援者についても同様である。

要介護等認定（要介護認定または要支援認定）

介護保険の給付を受けるために必要な保険者（市町村）の（保険事故が発生したという）認定。

養護老人ホーム

老人福祉施設の1つ。65歳以上の者であって、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設である。

予防給付

被保険者の要支援状態に関する保険給付であり、要支援被保険者が対象である。

利用者負担【介護保険】

介護保険制度では自己負担は原則1割である。2014年制度改正において、第1号被保険者で一定以上所得者は2割、2017年制度改正では2割負担者のうち特に所得の高い層は3割となった。居宅介護支援または介護予防支援については自己負担はなく10割が給付される。

レビー小体型認知症（DLB）

[dementia with Lewy bodies]

脳の神経細胞に「レビー小体」が発現する変性疾患による認知症。幻視や筋肉のこわばり（パーキンソン症状）などを伴う。アルツハイマー型認知症に次いで多い認知症で、男女比では男性のほうが多い。

老人医療費の無料化

1973（昭和48）年を福祉元年と政府が呼んだ理由

の1つであり、「老人福祉法」を改正し老人医療費支給制度（医療保険の自己負担分を公費で負担）が実施された。「老人保健法」（1982〔昭和57〕年）は、自己負担分の復活を制定の趣旨の1つとしていた。

老人家庭奉仕員

訪問介護員（ホームヘルパー）の旧呼称。「老人福祉法」の制定時に法定化された。

老人福祉計画

「老人福祉法」により規定される計画。市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を、都道府県は市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（都道府県老人福祉計画）を定めるものとされている。

老人福祉指導主事

「老人福祉法」6条、7条に規定される社会福祉主事のことである。市町村福祉事務所には必置、都道府県福祉事務所には任意設置である。

老人福祉法

「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ること」（老人福祉法1条）を目的とする法律。

老年人口

65歳以上の人口。一般向けには「高齢者（65歳以上）人口」などという場合もある。